（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間財務諸表等規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成三十年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表については、新中間連結財務諸表規則の規定を適用することができる。

（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下この条において「新監査証明府令」という。）第四条第一項第一号ニ、第五項及び第八項（第九号に限る。）から第十項までの規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類（以下この条において「連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、これらの規定を適用することができる。 ２　新監査証明府令第四条第一項第一号（ニを除く。）、第三項、第四項、第六項から第八項（第九号を除く。）まで及び第一号様式の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。 ３　前二項の規定にかかわらず、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次条第二項において「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（同項において「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の令和元年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、新監査証明府令の規定を適用することができる。 （企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」という。）第十九条第二項第九号の四ハ(2)の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類（金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定す	**附　則** （財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置） **第二条**　第一条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下この条において「新監査証明府令」という。）第四条第一項第一号ニ、第五項及び第八項（第九号に限る。）から第十項までの規定は、平成三十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類（以下この条において「連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、これらの規定を適用することができる。 ２　新監査証明府令第四条第一項第一号（ニを除く。）、第三項、第四項、第六項から第八項（第九号を除く。）まで及び第一号様式の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。 ３　前二項の規定にかかわらず、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次条第二項において「連結財務諸表規則」という。）第九十三条に規定する国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表規則第一条の二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表（同項において「米国式連結財務諸表」という。）を米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社の平成三十一年十二月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、新監査証明府令の規定を適用することができる。 （企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置） **第三条**　第二条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（次項において「新開示府令」という。）第十九条第二項第九号の四ハ(2)の規定は、平成三十二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る財務計算に関する書類（金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規